

自動車産業部会 参加企業募集のご案内

部会発足の趣旨

自動車そのものの価値や構造変化にともない産業構造も大きく変化する兆しが見えます。このような変化をしっかりとらえ、培ってきた競争力をさらに強化、販売方法を工夫し、グローバルに展開することが求められています。自動車産業部会は県内企業の連携強化を図りつつ、幅広い取組を通じてこの困難な状況を乗り越える一助とすべく活動をしています。

主な活動内容

1. モータ・パワエレ研究会、軽量化研究会を通じて、企業の研究開発を支援します。
2. 現場力強化研究会を通じて、製造現場におけるコスト削減や工程改善などの課題を解決します。
3. 自動車メーカーとのマッチングや国内外の商談会を開催し、企業の販路拡大を支援します。

モータ・パワエレ研究会 軽量化研究会

技術革新が進む自動車産業において、既存自動車の効率化、次世代自動車分野の新技术などを研究する場として研究会を設置し、会員企業の技術革新を支援します。

- 各研究会は、年間4回程度開催し、技術開発に関する講演や会員企業による討論会、情報収集のための技術見学会などを実施し次世代につながる技術開発力、開発を支援しております。



現場力強化研究会

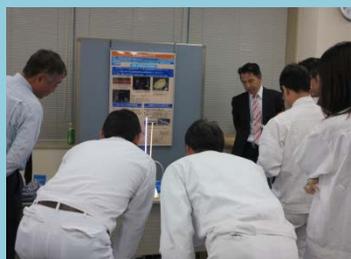
生産性向上、不具合ゼロ、短納期、フレキシブル性などの現場改善活動を通して、人材の育成を目的に活動を行います。各社が活動を行い、その結果を全参加企業で意見交換しつつ進めていきます。他社の経験を自らのものとする事で、短期間に経験値を増やすことができ、企業力を高めることができます。

■年4回開催 参加企業は毎年度募集します。



販売促進支援

得意技術を有する企業と、自動車メーカー、T-1企業とのマッチングや、国内外の展示会・商談会などを通して、新たな販路拡大の取り組みを支援します。



募集対象企業

埼玉県内に、本社又は事業所がある公社会員企業(公社会員年会費12,960円)

会 費

年会費12,960円

問合せ・申込先

公益財団法人埼玉県産業振興公社 次世代自動車支援センター埼玉
〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F
TEL 048-621-7051 FAX 048-857-3921
<http://www.saitama-j.or.jp/jidosha/>

自動車産業部会 会則

第1条（総則）

本会は、次世代自動車支援センター埼玉内に「自動車産業部会」を設置する。

第2条（趣旨）

自動車そのものの価値や構造変化にともない産業構造も大きく変化する兆しが見えます。このような変化をしっかりとらえ、培ってきた競争力をさらに強化、売り方を工夫し、グローバルに展開することが求められています。自動車産業部会は県内企業の連携強化を図りつつ、幅広い取組を通じてこの困難な状況を乗り越える一助とするものである。

第3条（活動内容）

部会は、以下の内容を主な活動とする。

- (1) 技術経営における課題を解決するための相談会の開催
- (2) 人材育成や体質強化を目指した品質・コスト等の技術講演会
- (3) 製品開発・新技術開発を目的とした技術開発研究会・車両分解研究会の開催
- (4) 生産現場力の向上を目的とした現場力強化研究会の開催
- (5) 部会での人的ネットワークの構築を目的とした交流会の開催
- (6) 自動車メーカー等に対する技術・開発提案等を通じた販路拡大のための展示会・商談会の開催

第4条（会員）

部会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 公社会員であって第3条に定める趣旨に賛同する県内に本社または工場等がある企業。
- (2) 特別会員 公社会員であって第3条に定める目的に賛同する大企業。
- (3) 賛助会員 第3条に定める目的に賛同する支援機関、金融機関、学校関係等。

第5条（入会及び退会）

部会に入会しようとする企業及び団体は、様式1自動車産業部会入会申込書を公社に提出し、承認を受けるものとする。

2 会員が退会するときは、様式2自動車産業部会退会届を公社に提出する。すでに、納入済みの会費については返却しないこととする。

第6条（会費）

会員は、自動車産業部会の年会費として12,960円【但し、公社会員未加入の方は25,920円】を徴収する。ただし、賛助会員は除く。

第7条（秘密保持）

部会で知り得た情報のうち、企業秘密に属するものについては、会員の権利を侵害することのないよう相互の信頼に基づき機密の保持に努めるものとする。

第8条（報告）

部会の活動については、年次報告会において以下を報告する。

- (1) 活動内容の報告

第9条（事務局）

部会の事務局は、次世代自動車支援センター埼玉に置くものとする。なお、会長その他役職は特に設けないものとする。

附則

この会則は、平成23年10月6日から施行する。

附則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

様式 2

自動車産業部会退会届

公益財団法人埼玉県産業振興公社

理事長 宛

以下のとおり自動車産業部会を退会します。

平成 年 月 日

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
担 当 者	
退 会 理 由	

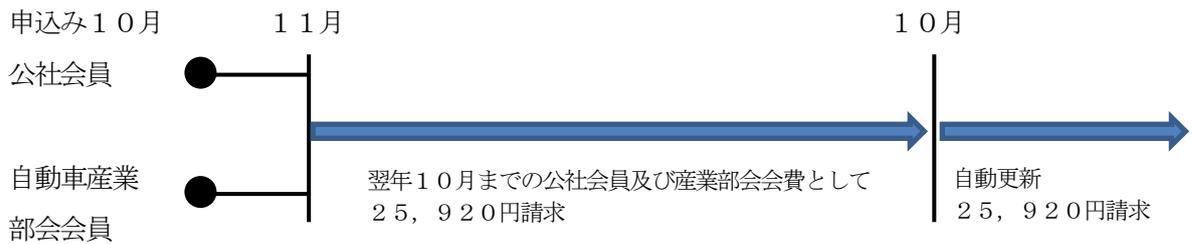
自動車産業部会と公社会員の会費請求について

1. 新規に公社会員と自動車産業部会会員に同時になった場合

申込み月の翌月から両会員分の会費（25,920円）を請求させていただきます。

例) 10月中に申込みをした場合

11月から翌年10月までの公社会員及び自動車産業部会の会費を一緒に請求します。



2. すでに公社会員の企業様が新規に自動車部会会員になった場合

公社会員の請求期間と合わせるため、自動車産業部会に申込みした翌月から公社会員の残りの月数分の会費を請求させていただきます。次回以降は、公社会員と自動車産業部会の会費を合わせた金額（25,920円）を請求させていただきます。

例) 公社会員更新月が5月で自動車産業部会の会員に10月に申込みをした場合

自動車産業部会の会費として、11月から翌年4月までの6か月分（6,480円）を請求させていただきます。翌年は公社会員会費と自動車産業部会会費を合わせた金額（25,920円）を請求させていただきます。

